

## 消費者庁長官・消費者委員長人事に関する会長声明

1 2009年5月29日、当会もその成立を望んでいた消費者庁関連三法が成立し、消費者庁の設置が実現されることとなり、従来の産業優先の行政から、消費者・生活者のための行政へと転換がはかれることとなる今回の法整備については、当会としても大いに歓迎するところである。

しかし、いかに法が整備され、組織が作られても、それを担う消費者庁長官、消費者委員長、消費者委員に適正な人材が選任されなければ、消費者庁設置の目的である、消費者・生活者のための行政は実現されることはない。

そこで、消費者庁長官及び消費者委員の選任にあたっては、消費者法案の審議経過、附帯決議等の趣旨から、消費者庁設置の経緯・趣旨を理解し、消費者事件に精通し、消費者の目線を持った者を選任すべきであり、そのためには、日本弁護士連合会とも十分な協議を行い、また、消費者団体などにも意見照会の上で選任すべきである。

2 ところが、先般なされた報道によれば、特定の人物を消費者委員会の初代委員長に充てる方針であることを政府が明らかにしたという。

しかし、消費者庁及び消費者委員会設置法によれば、消費者委員長は消費者委員の互選で選任され(設置法12条)、消費者委員は独立して権限を行使すると規定されていることから、委員長人事においては、委員の自由な意思に基づく互選により委員長を選任できるよう、国や政府、大臣は介入しないこと、特定の人物が委員長となることが決定しているかのような報道発言をしないことを求める。

3 また、消費者庁長官人事を含む重要事項が不透明なまま事実上決定されてしまうことのないよう、消費者庁、消費者委員会及びこれらの参与会の会議及び議事は公開とすることも、あわせて求める。

4 さらに立法府は、政府の消費者庁長官、消費者委員会の委員選任にあたり、消費者庁関連3法の審議過程、法律、附則、附帯決議の趣旨が十分に反映されているか、委員選任理由の説明が十分なされているかを確認すべきである。

2009年(平成21年)7月28日

佐賀県弁護士会

会長 東島浩幸